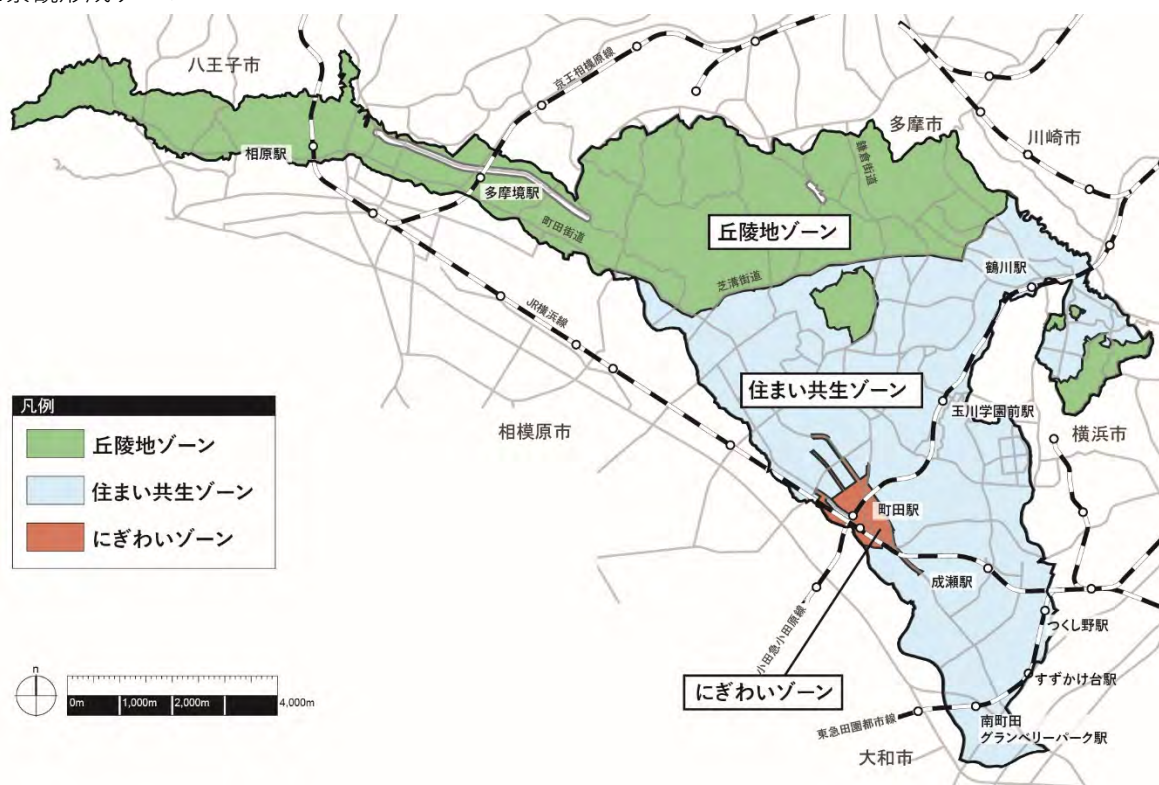


3-2. 景観形成ゾーンにおける景観形成基準の解説

- 本章では、「町田市景観計画」において位置づけられている景観形成ゾーン別の景観形成基準について解説を行うことを主な目的としています。
- 町田市では景観形成ゾーンを「丘陵地ゾーン」「住まい共生ゾーン」「にぎわいゾーン」に分類し、それぞれの特徴にあわせた町田らしい景観形成を目指しています。
- 本ガイドラインで掲載している景観形成基準の解説項目は、建築物の建築や工作物の建設などの際に、特に配慮していただきたい項目を抜粋して解説しています。
- 建築物の建築や工作物の建設の際には、本ガイドラインに記載されている解説に沿って、各景観形成ゾーンでの景観づくりを進めていきましょう。

■景観形成ゾーン



「町田市景観計画」より

3-2-1. 丘陵地ゾーン

丘陵地ゾーンの特徴と景観づくりの考え方

- 町田市の北西部に連なる、丘陵地の尾根筋は、町田市の景観を象徴する景観の一つとなっており、丘陵の間には、多くの谷戸が形成され、斜面の豊かなみどり、谷戸に広がる農地、湧水等の水辺の景観など多くの資源が残っています。
- 周辺には、歴史・文化的資源も多く、里山と一体となった景観を形成しています。一方で市街化が進み、大きく変貌する景観も見られます。
- 谷戸や地形の凹凸、丘陵地の山並みなど、地域固有の景観要素である丘陵地の存在を尊重し、自身が行う行為と周囲の景観との関連性をよく考えた上で取り組むことが、良好な景観づくりにつながります。

➡ 町田市景観計画 P.126～129 を参照



「町田市景観計画」より



● 相原



● 小山ヶ丘



● 野津田町



● 真光寺

3-2-1① 建築物の建築等

外構・緑化

景観形成基準

- ① 既存のみどりを活かすとともに、敷地内はできる限り緑化を図り、周辺や丘陵地のみどりとの連続性に配慮する。
- ② 樹種や花種などの選定にあたっては、丘陵地の植生に配慮し、周辺との調和や季節感の創出に努める。

基準の解説

- ① 隣地の境界部分や道路境界部分の樹木を活かすなど、丘陵のみどりと敷地内のみどりが一体となった景観づくりに努めましょう。

隣地の境界部分などの既存の樹木を
できる限り活かした計画とする



- ② 敷地内で緑化を行う場合は、敷地内の郷土樹種（クヌギやコナラなど）や既存樹木の保全に努めるとともに、周囲で見られる樹種や花種などを積極的に活用し、それぞれの地域に固有の景観の保全に取り組まましょう。

紅葉や花実を付けるなど、四季の変化を感じることが
できる樹種を選定するように努めましょう。

郷土樹種や既存樹木の保全・
活用を積極的に行う



配慮事例



●町田市下小山田町
周囲にある既存のみどりが用いられており、地域らしさを活かした景観が形成されています。



●町田市相原町
周辺地域に見られる樹種が用いられるとともに、適切な管理が行われており、まち並みにうおいを与えています。

眺望への配慮

景観形成基準

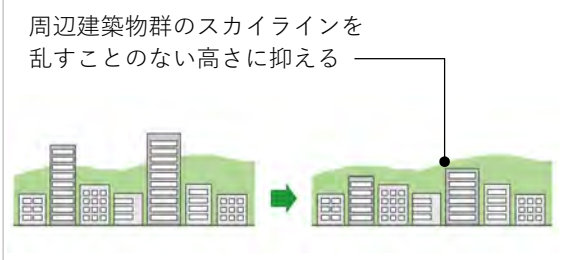
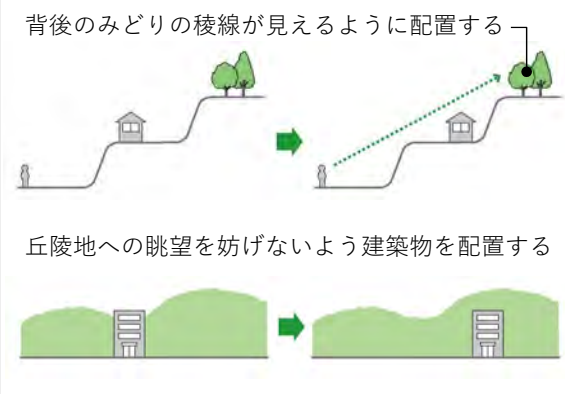
○丘陵地への眺望を妨げない配置、高さ、規模とする。

基準の解説

○背景となっている丘陵地の稜線を遮らないようにするなど、丘陵地への眺望に配慮しましょう。特に、谷戸の谷筋に沿った場所で建築する際は、建築物と稜線の高さに配慮しましょう。

○建築物は、谷戸の背景に広がる山なみや周辺建築物群のスカイラインを乱すことのない高さになるよう配慮しましょう。

また、丘陵地に隣接する敷地では、建築物の高さを敷地内外の樹木と同等の高さ、もしくはそれよりも低くなるよう配慮しましょう。



配慮事例



●町田市常盤町

背景にある丘陵地の稜線を遮らない建築物の配置や高さになっており、自然を活かした景観が形成されています。



●町田市広袴

隣り合う建築物との間隔に余裕があり、背景にある丘陵地への眺めが確保されています。



●町田市下小山田町

建築物の高さが周辺の樹木よりも低く抑えられており、丘陵地の連続するスカイラインを眺めることができます。

3-2-1② 工作物の建設等

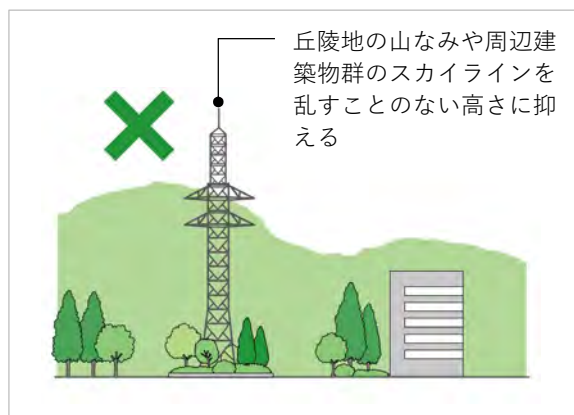
眺望への配慮

景観形成基準

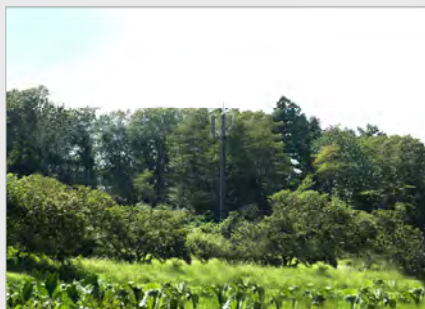
○丘陵地への眺望を妨げない配置、高さ、規模とする。

基準の解説

○丘陵地の近傍で工作物を建設する場合は、周囲の自然景観に違和感を与えないよう、可能な限り規模を小さくするよう努めましょう。また、背後に連なる尾根線を分断することのないよう配慮しましょう。



配慮事例



●町田市相原町

稜線を分断しない高さであるとともに、背景となるみどりに違和感を与えない色彩となっています。



●青梅市本町

工作物の高さが周囲の樹林の高さを越えない規模になっており、周囲の自然を活かした景観が形成されています。

3-2-1③ 開発行為

造成等

景観形成基準

○尾根や斜面では、必要以上の造成などは避ける。やむを得ず、尾根や斜面で造成などを行う場合は、のり面緑化などを行い、修景に努める。

基準の解説

○やむを得ず尾根や斜面で造成を行った場合は、化粧型枠等を用いてのり面を緑化したり、植栽ブロックに地被植物等を植栽したりして、周囲の自然景観との連続性が失われないよう修景に努めましょう。

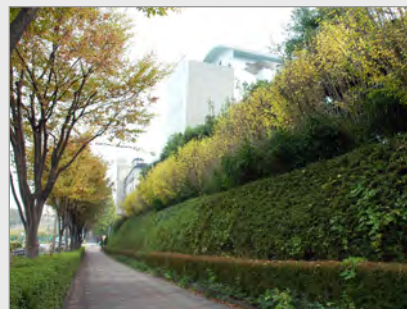
造成をした場合であっても、自然景観と調和させる



配慮事例



●町田市山崎町
自然の素材が擁壁に用いられており、地域性のある景観が形成されています。



●多摩市唐木田
小段が設けられた擁壁に緑化が施されており、うるおいのある景観が形成されています。

3-2-2. 住まい共生ゾーン

住まい共生ゾーンの特徴と景観づくりの考え方

- 個性のある低層住宅街の景観、中高層住宅団地の景観、沿道や駅周辺の商業施設や集合住宅の景観など、地形やまちの成り立ち、歴史的な背景に応じて様々な景観が見られます。
- それぞれの地域に、まとまった緑地や樹木、並木道、歴史的な寺社・仏閣、文化財、見晴台、河川や湧水地など多くの景観資源が点在し、地域の特徴となっています。
- 地域の特徴を活かした景観づくりを進めていくために、地域みなさんで景観づくりに対する思いを共有するとともに、世代を超えてその思いを伝え、地域一体となって取り組んでいくことが、良好な景観づくりにつながります。

➡ 町田市景観計画 P.130～133 を参照



「町田市景観計画」より



●三輪緑山



●金井町



●鶴川



●玉川学園

3-2-2① 建築物の建築等

外構・緑化

景観形成基準

○既存のみどりを活かすとともに、敷地内はできる限り緑化を図り、周辺や丘陵地のみどりと連続性に配慮する。また、屋上や壁面の緑化をできる限り行う。

基準の解説

○接道部に生垣を用いたり、屋上やベランダなどの場所を小さなみどりや花で彩ったり、壁面をツタなどで緑化するなどして、周囲の緑地や隣接する建築物の外構のみどりなど、周辺のみどりとつながりのある景観づくりに取り組みましょう。

周囲の敷地のみどりと連続するように緑化する



照明

景観形成基準

○隣接する住宅に配慮した明るさとするなど、周辺の環境に応じた照明計画とする。

基準の解説

○商業店舗では、必要以上に明るい看板を設置したり、店舗から漏れる光によって周囲に光害を及ぼしたりすることのないよう努めましょう。

また、マンションなどでは、門灯を設置して夜間のまち並みの演出を図るとともに、安全性を高めるよう努めましょう。

必要以上に明るい照明・看板を使わない



3-2-3. にぎわいゾーン

にぎわいゾーンの特徴と景観づくりの考え方

- 町田駅周辺は、多くの人々を集める周辺都市の商業の拠点として、「商都まちだ」を特徴づけるにぎわいのある景観を形成し、さまざまな要素が入り混じる個性的な魅力を有しています。
- 商都らしいにぎわいのある魅力的なまちなか景観を形成していくために、隣接する空間との連続性に配慮するなど、既存の環境に配慮した上で自身が行う行為に取り組むことが、良好な景観づくりにつながります。
- また、様々な要素が多く集まる地域であることから、市民、事業者、行政が相互に協力し、連携して取り組んでいくことが、良好な景観づくりにつながります。

➡ 町田市景観計画 P.134～137 を参照



「町田市景観計画」より



● 原町田



● 原町田



● 原町田



● 原町田

3-2-3① 建築物の建築等

配置

景観形成基準

○回遊性を高めるため、複数の通りに面するときは、それぞれの通りからアプローチできる計画とするよう配慮する。

基準の解説

○通りからのアプローチを複数設けるとともに、歩道側の敷地の一部をオープンスペースとして歩行者に開放するなど、回遊性に配慮した計画になるよう配慮しましょう。

また、オープンスペースを設ける場合には、公共空間の舗装材との連続性を十分考慮するなど、周囲とのつながりのある景観の形成に努めましょう。

公共空間との舗装材の連続性を考慮するなど、回遊性に配慮した計画にする



●町田市原町田

複数の通りに面した場所がオープンスペースとして開放されており、回遊性の向上に貢献しています。

外構・緑化

景観形成基準

○敷地内はできる限り緑化を図ることとし、周辺のみどりとの連続性に配慮する。また、屋上や壁面の緑化を積極的に行う。

基準の解説

○敷地内にスペースがある場合は、積極的に敷地内の緑化に取り組みましょう。

また、敷地内だけでなく、屋上緑化や壁面緑化に努めるなど、周囲の環境と一体となって、うるおいのある景観づくりに取り組みましょう。

敷地内だけでなく、壁面緑化にも努める



オープンスペース

景観形成基準

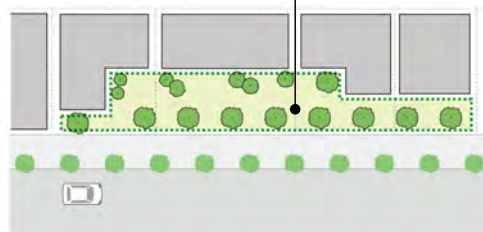
○隣接するオープンスペースと連続性をもたせる。

基準の解説

○隣接した敷地に、開放されたオープンスペースなどがある場合は、一体的に利用できるよう隣りに合わせてオープンスペースを配置し、周囲の空間とつながりを持ったゆとりのある景観となるよう配慮しましょう。

○隣接するオープンスペースがない場合も、接道付近の隣地境界に塀やフェンスを設けないようにし、隅切り部分には、建築物や塀などを配置せず、見通しが良くなるよう工夫しましょう。

隣接する敷地のオープンスペースを連続させる



配慮事例



●千代田区丸の内
敷地の外構で緑化が行われ、うるおいのある景観が形成されています。



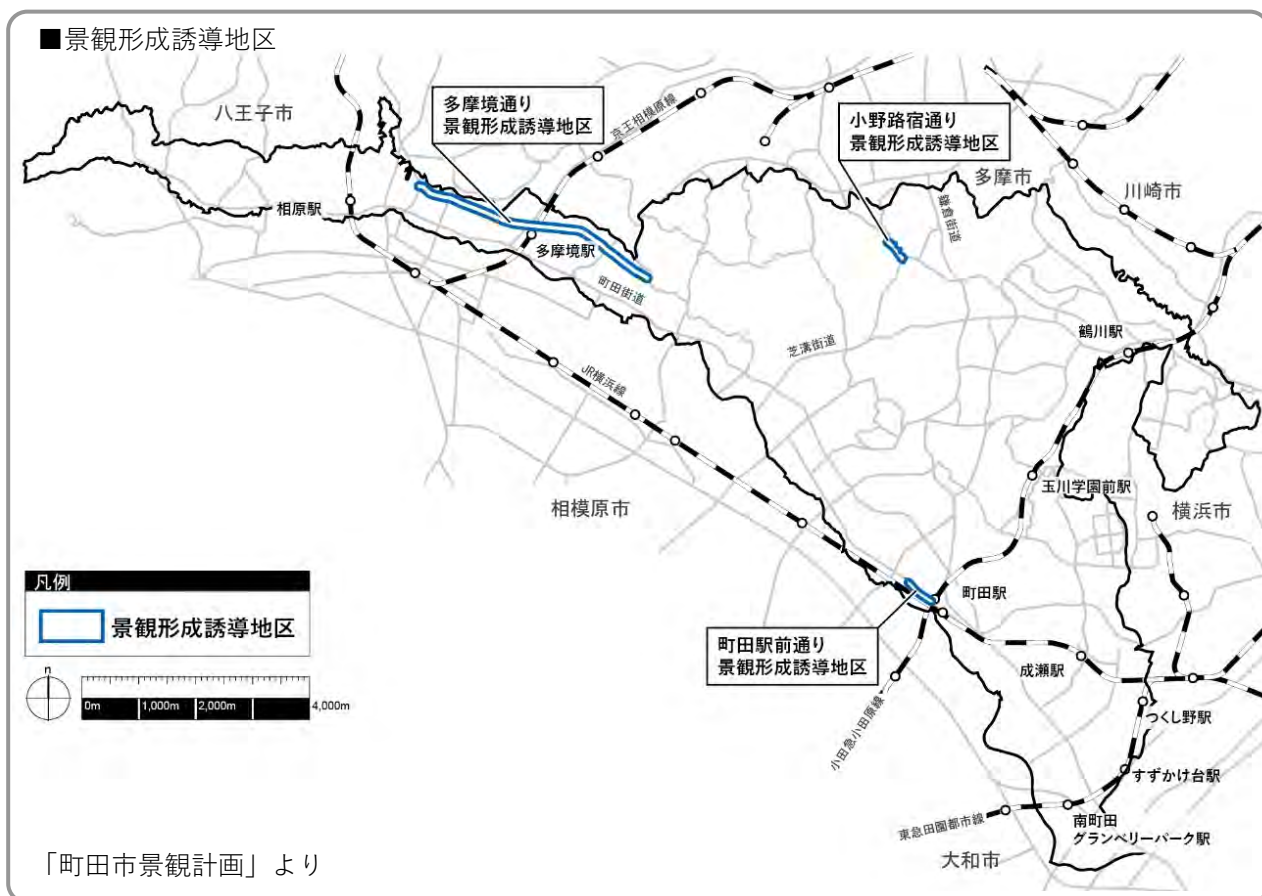
●渋谷区代官山町
建築物の一角で壁面緑化が行われており、まちかどの印象が高められています。



●千代田区大手町
敷地内での緑化が困難であっても、プランターなどを用いて周囲を彩ることで、うるおいとにぎわいを演出しています。

3-3.景観形成誘導地区における景観形成基準の解説

- 本章では、景観形成誘導地区ごとの景観形成基準について解説を行います。
- 景観形成誘導地区とは、町田市の中でも特にその地区らしさを活かして景観づくりを進めていく地区です。
- 町田市では「小野路宿通り景観形成誘導地区」「町田駅前通り景観形成誘導地区」「多摩境通り景観形成誘導地区」の3つの景観形成誘導地区を定めており、それぞれの地区の特性に応じた決め細やかな誘導を図っています。
- 本ガイドラインで掲載している景観形成基準の解説項目は、建築物の建築や工作物の建設などの際に特に配慮していただきたい項目を抜粋して解説しています。
- 建築物の建築や工作物の建設の際には、本ガイドラインに記載されている解説に沿って、各景観形成誘導地区での景観づくりを進めていきましょう。

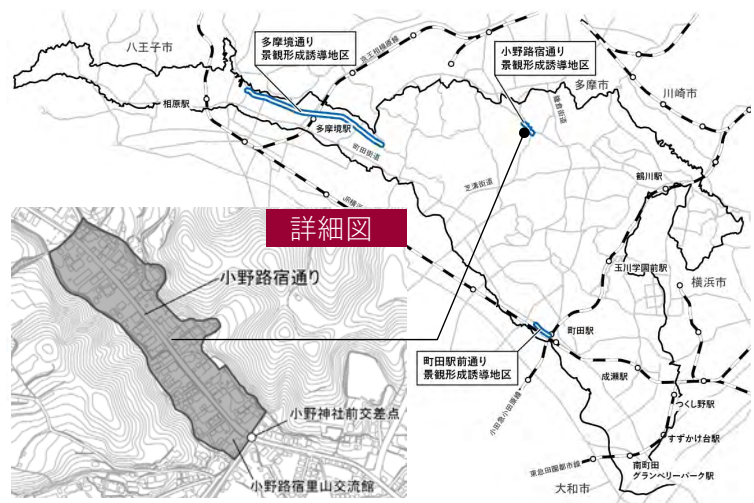


3-3-1. 小野路宿通り景観形成誘導地区

小野路宿通り景観形成誘導地区の特徴と景観づくりの考え方

- 小野路宿通りは、鎌倉時代に宿場となり、江戸時代中期には、大山街道の宿場として栄えた歴史ある場所です。現在も、宿場町として栄えた当時の面影を残しながら、丘陵地のみどりの稜線を背景に、独特の景観を呈しています。
- 隣接する丘陵地のみどりの存在を尊重し、自身が行う行為と周囲の景観との関連性をよく考えた上で眺望の保全などを意識することが、良好な景観づくりにつながります。
- また、長い時間をかけて丁寧に使われ続けてきた施設や素材などは、谷戸や丘陵地などの自然景観が特徴的な地域では周囲とよく馴染むことから、経年的な変化を積み重ねていくことが、良好な景観づくりにつながります。

➡ 町田市景観計画 P.138～142 を参照



「町田市景観計画」より



3-3-1① 建築物の建築等

配置

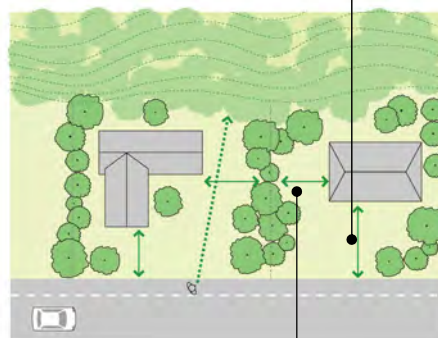
景観形成基準

○ゆとりあるまち並みを保全するため、道路境界線や隣地境界線からの距離をできるだけ離す。

基準の解説

○前面の道路や隣り合う敷地から一定の距離を保つことで稜線が望める配置としたり、適度な「間」を確保することで、ゆとりのある空間となるよう配慮しましょう。

前面の通りや隣接する敷地から離れた位置に配置し、ゆとりあるまち並みにする



隣り合う建築物との距離を保ち、丘陵地の景観が垣間見えるようにする

配慮事例



●町田市小野路町

道路から適度な「間」が設けられており、ゆとりのある空間が創出されています。



●町田市小野路町

建築物の配置にゆとりがあり、丘陵地への眺めが確保されています。

形態・意匠・色彩等

景観形成基準

○屋根は傾斜屋根とし、伝統的な建築物や周辺環境に配慮し、素材や形態を工夫する。

基準の解説

○屋根は入母屋屋根などの傾斜屋根を基本とするとともに、周囲の伝統的な建築物などに用いられている素材や形態などを積極的に活用するなど、通りの統一感を演出するとともに落ち着いた雰囲気のあるまち並みの形成に努めましょう。

素材や形態を周辺のまち並みに合わせる



歴史的まち並みの景観や、背後にある丘陵地などの自然景観との調和にも配慮する

配慮事例



● 町田市小野路町



● 町田市小野路町

隣り合う建築物や歴史的な資源の形態や意匠、素材が揃っており、一体感のあるまち並みが形成されています。

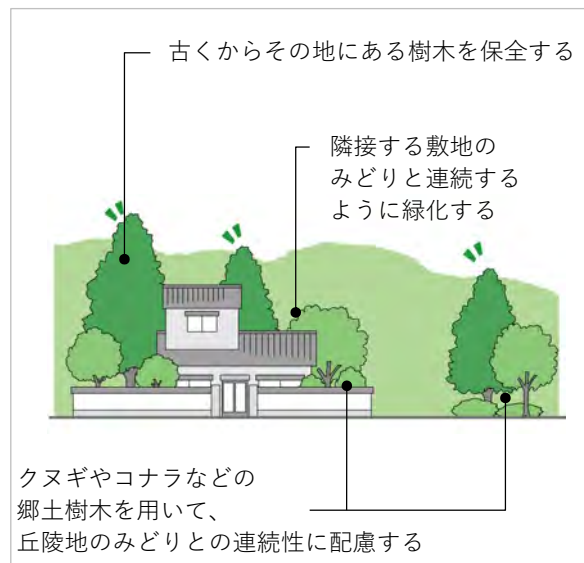
外構・緑化

景観形成基準

- ①既存のみどりを活かしつつ、敷地内は積極的に緑化を図り、周辺や丘陵地のみどりとの連続性に配慮する。
- ②樹種や花種などの選定にあたっては、丘陵地の植生に配慮し、周辺との調和や季節感の創出に努める。

基準の解説

- ①古くから守り育まれてきたみどりの保全に加え、新たに植栽を行う場合は、隣接する敷地のみどりと連続するように緑化したり、敷地と通りの境界に適度な視線の抜けを確保した生垣を設けたりするなどして、うるおいある景観の創出に取り組みましょう。
- ②緑化を行う場合は、郷土樹種（クヌギ、コナラ、ケヤキといった落葉広葉樹など）を積極的に用いて、丘陵地のみどりとの調和や連続性に配慮した景観の創出に取り組みましょう。
また、生垣を設ける場合は、生垣越しに敷地内にある蔵などの地域資源や丘陵地のみどりが垣間見えるよう高さを控えめにするなど、一体感のある景観づくりに取り組みましょう。



3-3-1② 工作物の建設等

形態・意匠・色彩

景観形成基準

- 外装材などの素材は、地域素材や自然物に近い素材を使用し、周辺の自然と調和したものとする。

基準の解説

- 木材や竹、石など地元で取れる地場産材を積極的に取り入れるなど、地域の個性ある景観形成に寄与する素材を活用するよう努めましょう。

自然物に近い素材を積極的に用いて、小野路宿の歴史を受け継ぐ

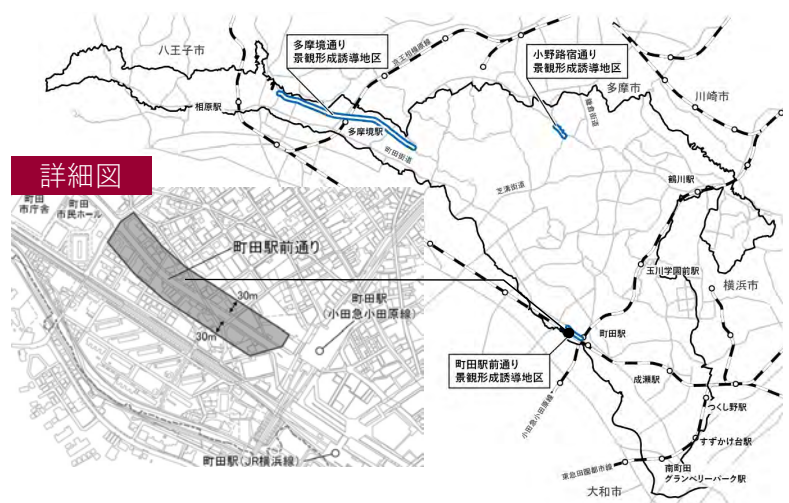


3-3-2. 町田駅前通り景観形成誘導地区

町田駅前通り景観形成誘導地区の特徴と景観づくりの考え方

- 町田駅前通りは、新庁舎の建設をきっかけとし、駅から新庁舎をつなぐ通りとして、みどり豊かで暖かみのある連続した景観創出を図る通りです。
- 現在も、中心市街地内にある町田駅前の主要なバス路線であり、町田駅前から市民ホール等へ向かう通りとして多くの市民や来訪者に利用されています。
- 今後、新庁舎の建設によって、より多くの人々に利用され、新たな景観創出が期待されていることから、既存の建築物や工作物等のデザインを一体として考えて空間や風景を形成することが重要です。

➡ 町田市景観計画 P.143～146 を参照



「町田市景観計画」より



3-3-2① 建築物の建築等

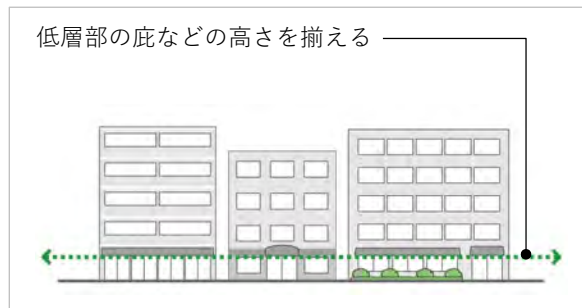
高さ・規模

景観形成基準

○周辺建築物と低層階の高さを揃えるなど、人の目線に入るまち並みの連続性に配慮する。

基準の解説

○隣り合う建築物の低層部は軒や庇の高さを揃えて連続性や統一感を持たせ、ヒューマンスケールで親しみやすいにぎわいが続くまち並みとなるよう配慮しましょう。



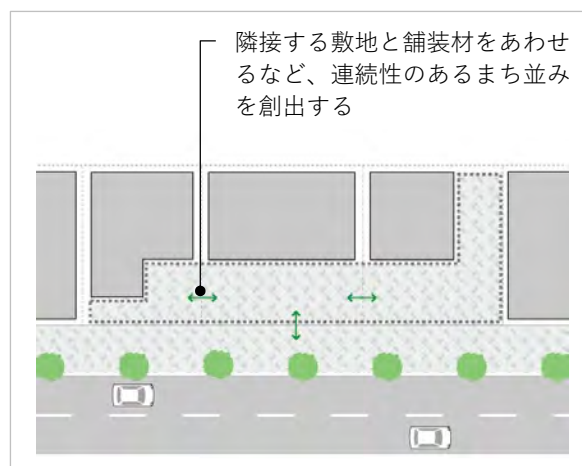
オープンスペース

景観形成基準

○隣接するオープンスペースとの連続性に配慮する。

基準の解説

○隣接した敷地に、開放されたオープンスペースがある場合は、柵やフェンス等を無くして一体的な利用を図るよう、あるいは樹木の配置などにより空間の連続性を演出するよう努めましょう。



3-3-2② 開発行為

土地利用

景観形成基準

○事業地内と周辺地域のオープンスペースが連続的なものとなるように計画するなど、周辺地域の土地利用と関連づけた土地利用計画とする。

基準の解説

○隣接する敷地にあるオープンスペースと連続させるよう計画を検討するとともに、敷地内に景観資源としての活用が見込まれるみどりが残されている場合は、既存樹木を活かすとともに隣接する敷地のみどりと連続するように新たに植栽を施すなど、隣接する敷地との関連が読み取れるよう努めましょう。



●横浜市西区みなとみらい
隣接する敷地のオープンスペースやみどりが連続するよう配慮されています。

配慮事例



●横浜市中区山下町
隣接する敷地とオープンスペースが連続しており、ゆとりのある開放的な空間が創出されています。



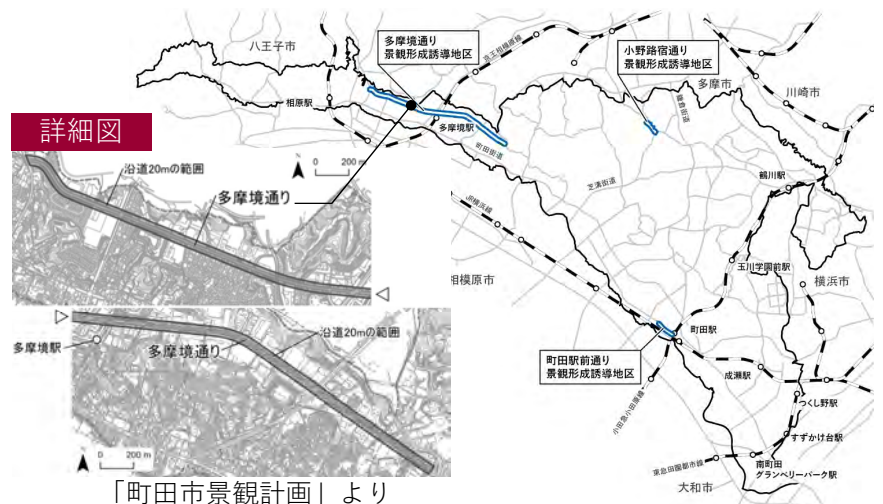
●千代田区丸の内
隣接する敷地の植栽の樹種などにつながりが見られ、うるおいのある開放的な空間が創出されています。

3-3-3. 多摩境通り景観形成誘導地区

多摩境通り景観形成誘導地区の特徴と景観づくりの考え方

- 多摩境通りは丘陵地の高台に位置し、眺望が良く、商業施設や工業施設、研究施設、集合住宅、低層住宅等、様々な建築用途が混在しています。
- また、沿道には商業施設などが建ち並ぶ、にぎわいのある景観が特徴的です。
- 商業的な施設が建ち並ぶ一方、丘陵地も近接しているため、既存の建築物や工作物等のデザインと丘陵地への眺望などを一体的に捉えた上で空間や風景を形成していくことが、秩序ある景観を形成するとともに、魅力的なにぎわいの創出につながります。

➡ 町田市景観計画 P.147～150 を参照



3-3-3① 建築物の建築等

外構・緑化

景観形成基準

○既存のみどりを活かすとともに、敷地内はできる限り緑化を図り、周辺や丘陵地のみどりと連続させる。

基準の解説

○敷地内における既存樹木の移植等を含めた活用を図りつつ、通りに面した箇所への積極的な緑化を行い、みどり豊かなまち並み景観づくりに取り組みましょう。

また、上層階や低層階、あるいは建築物の一角などで壁面緑化等を行い、丘陵地のみどりと調和等に取り組みましょう。

敷地内および建築物に、積極的な緑化を施す



眺望への配慮

景観形成基準

○丘陵地への眺望を妨げない配置、高さ、規模とする。

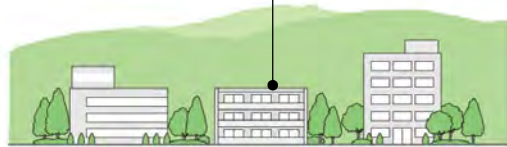
基準の解説

○背景となっている丘陵地の稜線を遮らないよう丘陵地への眺望に配慮しましょう。

特に、敷地が通りに面している場合は、通りから離れた場所に配置するなど、丘陵地への眺望の確保や圧迫感の軽減に努め、みどり豊かな周辺環境と調和した魅力的な景観となるよう配慮しましょう。

○壁面を分節化させることで丘陵地への眺望を確保したりすることによって、丘陵地の雰囲気を感じられるまち並みとなるよう配慮しましょう。

尾根線が見えるよう
建築物を配置する



壁面を分節化させることで、
背景の丘陵地への眺望を確保する



4. 届出の方法

能登のとうの七尾ななおの冬は住み憂うき
魚うをの骨しはぶるまでの老おいを見て
待人まちびと入れし小御門こみかどの鑑かぎ
芭蕉
凡兆
去来

「市中は」の巻
十〜十二句目

「能登の七尾」は、説話集『撰集抄』の西行と見仏上人の逸話を踏まえる。付句は前句の道心者を、齒もなく魚の骨をしゃぶる老残の俗人に見立て、さらに『源氏物語』「末摘花の巻」に登場する門番の老翁を呼び出して、優美な宮廷の恋の世界を出現させる。

つながりとは・・・
周囲と合うように

建築物の高さや規模
壁面の色彩
屋根の形状

などに配慮すること



～その4～

- 家主さんは自分の考えを大切にしつつ、地域の方のアドバイスや町田市で定められている景観づくりの基準を参考にすることにしました。
- 隣り合う建築物の規模やデザイン、色彩、そして、背景にある丘陵地の山並みなど、周囲の環境についてよく考えた上で、計画を立て直し、届出を提出しました。

4-1. 届出対象行為および規模

市内全域において、一定の規模以上の建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為等を行う場合には、景観法に基づく届出^{※1}（通知^{※2}）が必要となります。届出対象規模はゾーン・地区によって異なります。

地区区分 届出対象行為の種類		景観形成ゾーン			景観形成誘導地区		
		丘陵地	住まい共生	にぎわい	小野路宿通り	町田駅前通り	多摩境通り
建築物の建築等※ ³		次のいずれかに該当するもの （景観形成誘導地区内を除く） ア．高さ≧10m イ．集合住宅で戸数が9戸以上のもの ウ．延べ面積≧1,000㎡ ただし、コンテナ倉庫（コンテナ又はこれに類するものを使用した建築物のうち、その内部を倉庫として賃貸する事業のために利用するもの又は倉庫業を営むために利用するもの）は全ての規模			延べ面積＞10㎡	次のいずれかに該当するもの ア．高さ≧10m イ．集合住宅で戸数が9戸以上のもの ウ．延べ面積≧1,000㎡ ただし、コンテナ倉庫（コンテナ又はこれに類するものを使用した建築物のうち、その内部を倉庫として賃貸する事業のために利用するもの又は倉庫業を営むために利用するもの）は全ての規模	
工作物の設置等 ※ ⁴	煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔 その他これらに類するもの※ ⁵	高さ≧10m			高さ＞1.5m	高さ≧10m	
	昇降機、ウォーターシュート、コースター その他これらに類するもの （回転運動をする遊戯施設を含む）						
	製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫（建築物であるものを除く） その他これらに類するもの※ ⁶						
	墓園その他これに類するもの	区域面積≧3,000㎡			区域面積≧500㎡	区域面積≧3,000㎡	
	橋梁	—			水路に架かるもの	—	
	太陽光発電設備	太陽電池モジュール（パネル）合計面積≧200㎡					
	地上設置型の携帯電話基地局 （建築物に付属するものは除く）	高さ≧15m					
開発行為		区域面積≧1,000㎡			区域面積≧500㎡	区域面積≧1,000㎡	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘 その他の土地の形質の変更		区域面積≧1,000㎡			区域面積≧500㎡	区域面積≧1,000㎡	
屋外における土石・廃棄物・再生資源・ その他の物件の堆積		区域面積≧1,000㎡			堆積期間＞90日 かつ 堆積高さ＞1.5m	区域面積≧1,000㎡	
水面の埋立て		区域面積≧1,000㎡		—			区域面積 ≧1,000㎡

※1 景観法第16条第1項に基づく届出

※2 景観法第16条第5項に基づく通知

※3 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（同じ色での塗り替えを含む）

※4 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（同じ色での塗り替えを含む）

※5 架空電線路用のもの、電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用のもの（擁壁を含む。）及び電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く

※6 太陽光発電設備を除く

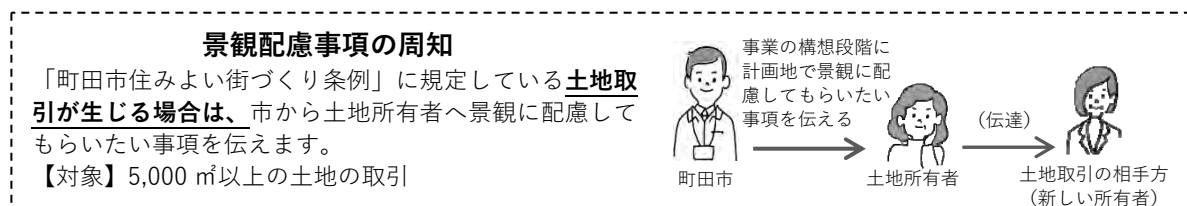
4-2. 届出手続きのフロー

届出を要する行為に着手する日の30日前※（届出行為が許可、認定等を必要とするときは、許可、認定等の申請を行う日の30日前）までに届出が必要です。

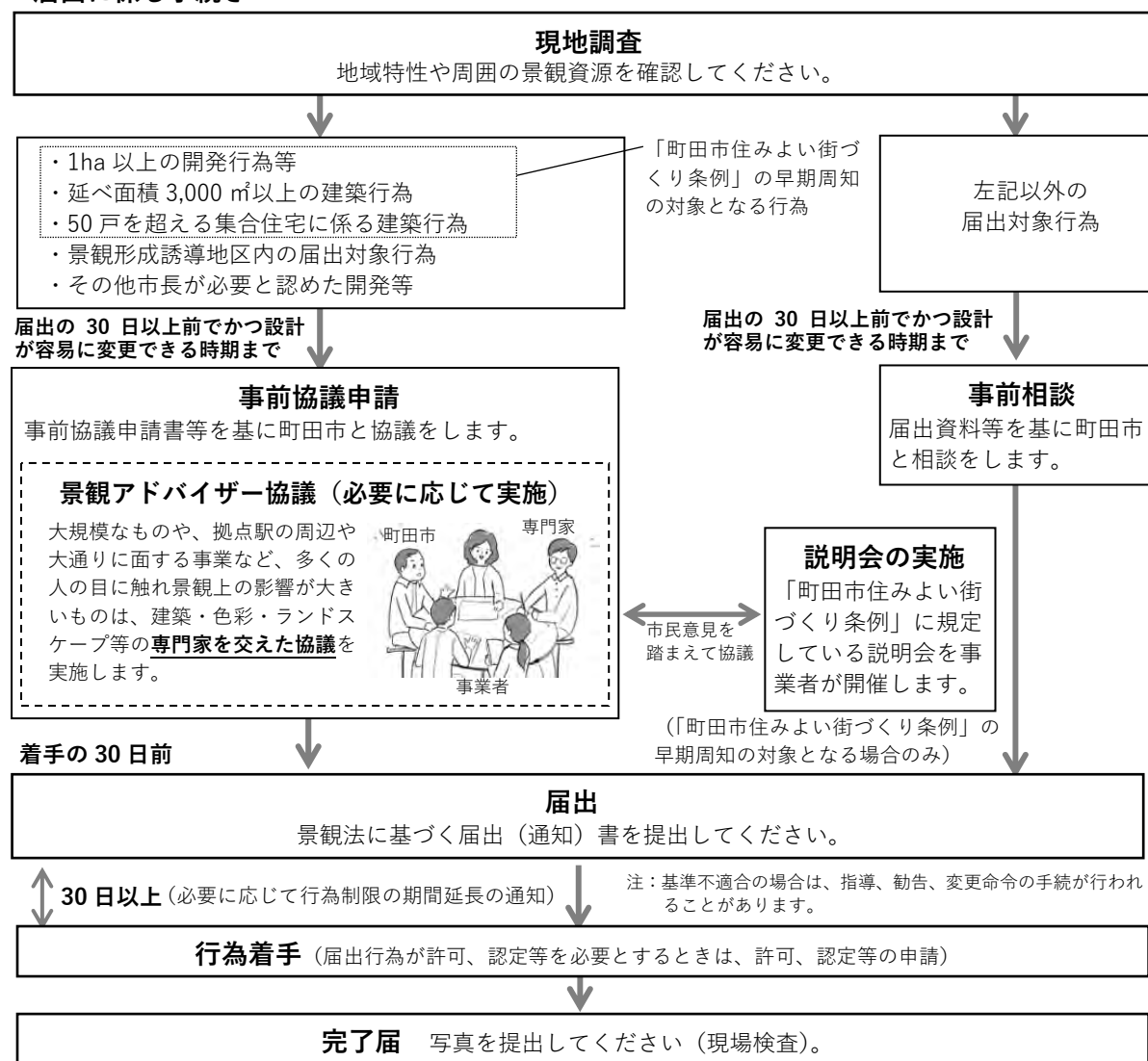
また、一定規模以上の建築物の建築等の行為や、「景観形成誘導地区」内での届出対象行為については、届出の30日以上前かつ設計が容易に変更できる時期までに、事前協議申請が必要です。事前協議を行う行為のうち、必要に応じて専門家（景観アドバイザー）を交えた協議を行います。

その他の届出対象行為についても届出の前までに事前相談が必要です。

<土地取引段階での手続き>



<届出に係る手続き>



※ 着手する日を含まず30日前まで

4-3. 届出等に係る必要書類

4-3-1 景観形成に関する事前協議の必要書類一覧

大規模な建築物の建築や開発行為、景観形成誘導地区内での届出対象行為などを行う場合には、届出前に事前協議が必要となり、以下の書類が必要となります。

建築物の建築等

必要書類	明示する事項
事前協議申出書	→記入例は p61～63
チェックリスト (適合状況説明書)	基準に対し、配慮した箇所について、図面への反映箇所を明示し、配慮事項をできる限り具体的に記入してください。 基準にあてはまらない場合は、「該当なし」と記入してください。→記入例は p67～70
付近見取図	位置と周辺条件を確認できるよう、方位、道路、目標となる交通機関、地物等を明示してください。(住宅地図の写し等で構いません。)
周辺状況の写真	行為地及び周囲の道路や隣接地の状況を示すもの (写真の撮影位置や方向を図示した図面も添付)
計画概要書	用途地域、高さ制限、建築物の階数、高さ、敷地(区域)面積、建築面積、延べ面積、構造種別等を明示してください。
配置図(計画図)	1階平面図、外構計画、敷地内通路等の概略がわかるもの

その他の行為

必要書類	明示する事項
事前協議申出書	→記入例は p61～63
チェックリスト (適合状況説明書)	基準に対し、配慮した箇所について、図面への反映箇所を明示し、配慮事項をできる限り具体的に記入してください。 基準にあてはまらない場合は、「該当なし」と記入してください。→記入例は p67～70
付近見取図	位置と周辺条件を確認できるよう、方位、道路、目標となる交通機関、地物等を明示してください。(住宅地図の写し等で構いません。)
周辺状況の写真	行為地及び周囲の道路や隣接地の状況を示すもの (写真の撮影位置や方向を図示した図面も添付)
配置図(計画図)	工作物の配置や、緑化の範囲などがわかるもの
設計図又は 造成計画図	工作物の建設等の場合は設計図、開発行為の場合は造成計画図を提出します。

4-3-2 景観形成に関する事前相談の必要書類一覧

事前協議が不要な届出対象行為などを行う場合には、届出前に事前相談が必要となり、以下のデータの送付が必要となります。

※データ形式 チェックリスト(適合状況説明書)：xlsx その他の資料：word、pdf、jpeg のいずれか

※送付先 mcity6750@city.machida.tokyo.jp

行為の種類	必要書類
建築物の建築等	景観相談カード、チェックリスト（適合状況説明書）、案内図、配置図（計画図）、立面図、緑化計画図
工作物の建設等	景観相談カード、チェックリスト（適合状況説明書）、案内図、配置図、立面図
開発行為	景観相談カード、チェックリスト（適合状況説明書）、案内図、土地利用計画図

4-3-3 届出の必要書類一覧

景観法に基づく届出の際には、以下の書類が必要となります。

必要書類	明示する事項
届出書または、通知書	届出書の場合は、第1号様式、通知書（国又は地方公共団体が行う通知）の場合は第4号様式を記入してください。→記入例は p64～66
委任状	規定の様式はありませんので、景観の届出に関する業務を一任する旨を記載してください。
チェックリスト （適合状況説明書）	基準に対し、配慮した箇所について、図面への反映箇所を明示し、配慮事項をできる限り具体的に記入してください。 基準にあてはまらない場合は、「該当なし」と記入してください。→記入例は p67～70
付近見取図	位置と周辺条件を確認できるよう、方位、道路、目標となる交通機関、地物等を明示してください。（住宅地図の写し等で構いません。）
現況図	敷地条件を確認するため、縮尺、方位、道路境界、隣地境界等の状況、高低差等を明示してください。
●計画概要書	用途地域、高さ制限、建築物の階数、高さ、敷地（区域）面積、建築面積、延べ面積、構造種別等を明示してください。
完成予想図 （景観予想図）	近景だけでなく中景を考慮し、建築物と背景となる丘陵等の見え方を含め、周辺状況がわかる外観パース（建築物だけでなく植栽や付帯施設等を含め、前面道路や周辺の主要な道路や公園、眺望点などからの見え方を検証できるもの） 外観パースが用意できない場合は、現況写真にボリューム（大きさや概ねの形状のわかるもの）を落としたもの、または着色立面図と兼ねても構いません。
●配置図 （計画図）	縮尺、方位、寸法、駐車場（平面駐車か、機械式か記載）、駐輪場、ごみ置き場、設備機器（エアコンの室外機等も含む）の位置、緑化部分を明示してください。縮尺1/100（原則として）
●平面図	2階以上は基準階ごとで構いません。 地階に居室のない場合は省略して構いません。 屋上は設備機器等の位置の確認のため、提出してください。
●着色立面図	2面以上（各面同一の場合は2面でも構いませんが、立面が異なる場合は全ての面について提出してください。） マンセル値日本工業規格Z8721に定める色相、明度、彩度の三属性の値を記載してください。 立面ごとに外壁基本色、強調色、アクセント色の使用面積、割合及び算定式を明示してください。縮尺1/50（原則として）
開発行為等の場合は、完成予想図、平・立・断面図の代わりに、造成計画図や擁壁の断面図、展開図等を添付してください。	
断面図	1～2箇所で構いません。
外構図	フェンスや塀、敷地内の舗装、駐車場、駐輪場やごみ置き場、設備機器（エアコンの室外機等も含む）等の形態・色彩・素材等について記載してください。配置図と兼ねても構いません。

必要書類	明示する事項
緑化計画図	緑化部分の面積や樹種等を具体的に記載してください。未定の場合は、地被植物、低木、中木、高木程度の記載でも構いません。配置図と兼ねても構いません。
現況写真	周囲の建築物の形態や色彩がわかるもの、前面道路や周辺の主な通り等からの敷地の現状の見え方のわかるものを添付してください。
設計・工事工程表	建築確認申請や許可、認定等の申請日、着工予定、完了予定等のわかるものを提出してください。工事の細かい工程等は省略して構いません。

4-3-4 必要書類の記入例

- 次頁以降に、事前協議申出書〔第4号様式の2(第10条の2関係)〕および、行為の届出書〔第1号様式(第5条関係)〕、チェックリストの記入要領について解説しています。

第4号様式の2(第10条の2関係)

正副一部ずつ提出してください。副本は
後日返却します。

(1面)

事前協議申出書

年 月 日

町田市長

様

申出者(事業主) 住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

代理者 住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

町田市景観条例第11条の2第1項本文の規定により、次のとおり協議を申し出ます。

※ 町田市受付欄

(注意)

- ※欄には、記入しないでください。
- 建築物の建築等に係る事前協議の場合は、敷地の位置及び周辺の状況を表示した付近見取図、周辺の状況の写真、配置図(1階平面図、外構計画、敷地内通路等の概略がわかるもの)、計画概要書(建築物の規模、用途等がわかるもの)その他市長が必要と認める図書を添付してください。
- 屋外広告物若しくは屋外広告物を掲出する物件(以下「屋外広告物等」といいます。)又は特定屋内広告物(以下これらを「広告物等」といいます。)の表示等に係る事前協議の場合は、表示等の位置及び周辺の状況を表示した付近見取図、周辺の状況の写真、屋外広告物等の立面図、広告物等を設置する建築物等の立面図、広告物等のデザイン図(寸法、素材、色彩のマンセル値等を表示したもの)その他市長が必要と認める図書を添付してください。
- その他の行為に係る事前協議の場合は、当該行為を行う位置及び周辺の状況を表示した付近見取図、周辺状況写真、配置図、設計図又は造成計画図その他市長が必要と認める図書を添付してください。

(2面)

ゾーン(丘陵地・住まい共生・にぎわい)、
誘導地区(小野路宿通り、町田駅前通り、
多摩境通り)の名称を記入してください。

1 行為の場所		地 名 地 番			
		地 域 の 別	☐ 景観形成ゾーン ☐ 景観形成誘導地区		
2	対 象 行 為	対 象 行 為 の 詳 細			
対象行為の種類及び詳細	(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第1号)	区 分	新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)		
		用途	高さ	階数	
		敷地面積	m ²	延べ面積	m ²
		外壁色彩のマンセル値	外壁基本色 色相()/明度()/彩度()	建築基準法施行令第2条第1項第6号の建築物の高さ(規則別表第2) 複数の色を使用する場合は、代表的な色を記入してください。	
			強調色 色相()/明度()/彩度()		
			アクセント色 色相()/明度()/彩度()		
			屋根色 色相()/明度()/彩度()		
		許可等を取得する他法令の名称			
		(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第2号)	区 分	新設・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)	
			用途		
高さ	m		築造面積	m ²	
外壁色彩のマンセル値	外壁基本色 色相()/明度()/彩度()				
許可等を取得する他法令の名称					
(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(景観法第16条第1項第3号)	開発区域の面積		m ²	構築する施設	
	のり 法面及び擁壁の高さ	m	のり 法面及び擁壁の長さ		
	許可等を取得する他法令の名称				
	(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更(町田市景観条例第11条第2項第1号)	施行する土地の区域の面積	m ²	構築する施設	
のり 法面及び擁壁の高さ		m	のり 法面及び擁壁の長さ		
許可等を取得する他法令の名称					

(3面)

	(5) 屋外における土石、 廃棄物、再生資源その 他の物件の堆積(町田 市景観条例第11条第2 項第2号)	施行する土地の区域の面積 m ²		構築する施設		
		のり 法面及び擁壁の高さ m		のり 法面及び擁壁の長さ m		
		許可等を取得する他法令の名称				
	(6) 水面の埋立て(町 田市景観条例第11条 第2項第3号)	施行する土地の区域の面積 m ²		構築する施設		
		のり 法面及び擁壁の高さ m		のり 法面及び擁壁の長さ m		
		許可等を取得する他法令の名称				
	(7) 特定屋内広告物の 表示又は表示した特 定屋内広告物の規模、 形態若しくは意匠の 変更(町田市景観条例 第11条の2第1項第2 号)	行為の種別		表示・規模、形態又は意匠の変更		
		数量		枚・本・張・基		表示面積 m ²
		表示内容				
	(8) 屋外広告物等の表 示、設置、表示の内容 の変更、改造又は移転 (町田市景観条例第11 条の2第1項第3号)	行為の種別		表示・設置・表示の内容の変更・改造・移転		
		屋外広告物等の種類		広告塔・広告板等・小型広告板・立看板等・はり紙 はり札等・広告旗・広告幕・電柱等利用広告物 標識利用広告・宣伝車利用広告・車体利用広告 アドバルーン・アーチ・装飾街路灯・店頭装飾 プロジェクションマッピング		
		数量		枚・本・張・個・台・基		表示面積 m ²
表示内容						
(9) エリアマネジメン ト広告活用計画の認 定又は変更(町田市景 観条例第11条の2第1 項第4号)	行為の種別		認定・変更			
	計画の名称					
	活用計画の内容		工程表と整合するように注意してください。			
3 行為の期間	着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日					
4 備考						

第1号様式(第5条関係)

正副一部ずつ提出
してください。副本は
後日返却します。

(1面)

国又は地方公共団体が行う行為は第7
号様式(通知書)を使用してください。

●景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

町田市長

様

●届出者(事業主) 住 所

届出者が複数の場合は連名としてくだ
さい。(代表者でも構いませんが、勧告、変
更命令、罰則を適用する際は、代表の方
が対象になります。)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

代理者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

景観法第16条第1項の規定により届け出ます。

※ 町田市受付欄

(注意)

1 ※欄には、記入しないでください。

2 周辺状況等を表示する図面、周辺状況写真、位置図、●立面図(2面以上、彩色が施されたもの
で、日本工業規格 Z8721 に定める色相、明度及び彩度の3属性の値(以下「マンセル値」という。)
が表示されたもの)、景観計画で定める制限に対する措置状況を記載した書類等を添付してくだ
さい。

3 設計又は施行方法の変更のうち、景観法第16条第1項の届出に係る行為が同条第7項各号に
該当することとなるもの以外は、第2号様式により変更の届出をしてください。

● 4 行為の完了後、速やかに竣工写真等を提出してください。

着色立面図は、各面同一の場合、最低
2面、異なる場合には全ての面について
提出ください。

第1号様式の2(完了(中止)届出書)
に、色彩や緑化等の状況のわかる写真
等を添付して、提出してください。

(2 面)

ゾーン(丘陵地・住まい共生・にぎわい)、
誘導地区(小野路宿通り、町田駅前通り、
多摩境通り)の名称を記入してください。

1 行為の場所	地名地番 地域の別	☐ 景観形成ゾーン ☐ 景観形成誘導地区	
届出対象行為の種類及び設計又は施行方法	2 届出対象行為	届出対象行為の設計又は施行方法	
	(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第1号)	区分 新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)	
		用途 高さ 階数	
		敷地面積 延べ面積	
		外壁色彩のマンセル値 外壁基本色 色相()/明度()/彩度() 強調色 色相()/明度()/彩度() アクセント色 色相()/明度()/彩度() 屋根色 色相()/明度()/彩度()	建築基準法施行令第2条第1項第6号の建築物の高さ(規則別表第2)
			複数の色を使用する場合は、代表的な色を記入し、詳細は着色立面図に記入してください。
			許可等を取得する他法令の名称
			(都条例の大規模建築物等の建築等に係る事前協議案件の場合) 事前協議書受付番号: 第 号 年 月 日
		(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観法第16条第1項第2号)	区分 新設・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更) 用途 高さ 築造面積 外観色彩のマンセル値 外観基本色 色相()/明度()/彩度() 許可等を取得する他法令の名称
		(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(景観法第16条第1項第3号)	開発区域の面積 構築する施設 法面及び擁壁の高さ 法面及び擁壁の長さ 許可等を取得する他法令の名称
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更(町田市景観条例第11条第2項第1号)	施行する土地の区域の面積 構築する施設 法面及び擁壁の高さ 法面及び擁壁の長さ 許可等を取得する他法令の名称		

(3 面)

	(5) 木竹の植栽又は伐採(町田市景観条例第 11 条第 2 項第 2 号)	木竹の高さ m	樹種
		対象となる木竹の本数又は区域の面積 m ²	
	(6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(町田市景観条例第 11 条第 2 項第 3 号)	施行する土地の区域の面積 m ²	構築する施設
		のり 法面及び擁壁の高さ m	のり 法面及び擁壁の長さ m
		許可等を取得する他法令の名称	
	(7) 水面の埋立て(町田市景観条例第 11 条第 2 項第 4 号)	施行する土地の区域の面積 m ²	構築する施設
のり 法面及び擁壁の高さ m		のり 法面及び擁壁の長さ m	
許可等を取得する他法令の名称			
		工程表と整合するように注意してください。	
3 行為の期間		着手予定日 年 月 日	完了予定日 年 月 日
4 景観に関する情報の提供	種 別	☐ 説明会(回) ☐ 個別訪問 ☐ その他(	
	情報提供を行った日又は期間	年 月 日 年 月 日	人数 人
	使用した書	景観条例で規定するものではありませんので、「中高層建築物の建築にかかる紛争の予防と調整に関する条例」等によるものと兼ねて構いません。説明会等を実施する場合は、着色立面図や緑化計画図等景観に関する説明資料を加えていただけるようお願いいたします。	
	出された意見及びそれに対する措置	意見が多い場合は別紙でも構いません。意見のない場合は特になしと記入してください。	
5 備考			

全域共通のチェックリスト(適合状況説明書)
建築物の建築等

景観形成基準に対する適合状況（どのように配慮したか）を適合状況記載欄に具体的に記入してください。
ここでは、全域共通のチェックリストを参考に、記入する内容の解説を行っています。

確認欄は市でチェックします。

		景観形成基準	景観形成基準に対する 適合状況記載欄	確認
配置	1	丘陵地の景観や周辺のまち並みに配慮した配置とするため、隣接する建築物と壁面の位置を揃えたり、適切な隣棟間隔を確保する。	町田市景観計画および本ガイドラインのP.18を参照し、配慮した箇所について、図面への反映箇所を明示し、配慮事項をできる限り具体的に記入してください。	
	2	それぞれの場所の特性を活かすため、元の地形をできる限り活かした計画とする。		
形態・意匠・色彩	3	魅力ある沿道景観を創出するため、通りからの見え方に配慮した形態・意匠、素材とする。		☐
	4	建築物単体のバランスだけでなく、丘陵地のみどりや周辺のまち並みとの調和に配慮した形態・意匠、素材とする。		☐
	5	道路などの公共空間から見た際の圧迫感の軽減を図るため、建築物を分節化したり外壁の色彩を変えるなどの配慮をする。	町田市景観計画および本ガイドラインのP.19～21を参照し、配慮した箇所について、図面への反映箇所を明示し、配慮事項をできる限り具体的に記入してください。	
	6	色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。		☐
	7	「町田市都市づくりのマスタープラン」における「広域都市拠点※1」、「にぎわいとみどりの都市拠点※2」では、建築物内のにぎわいが外からでも見えるよう、建築物の低層部はガラス張りや開口部を多くするなど開放的な意匠とする。 ※1 広域都市拠点：町田駅周辺 ※2 にぎわいとみどりの都市拠点：鶴川駅周辺、多摩境駅周辺、南町田グランベリーパーク駅周辺、忠生周辺		☐
	8	「町田市都市づくりのマスタープラン」における「広域都市拠点」、「にぎわいとみどりの都市拠点」で集合住宅を設ける場合は、洗濯物や布団などは道路から直接見えないよう物干し設備を工夫し、また設備機器などが通りに露出しないようにする。		☐

		景観形成基準	景観形成基準に対する 適合状況記載欄	確認
外構・緑化	9	外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、周辺のまち並みとの調和に配慮した外構の色調や素材、植栽とする。	町田市景観計画および本ガイドラインのP.22を参照し、配慮した箇所について、図面への反映箇所を明示し、配慮事項をできる限り具体的に記入してください。	☐
	10	緑化にあたっては、植物の良好な育成が可能となるよう植栽地盤を工夫する。樹種等に応じて、植栽地盤の必要な奥行きを確保する。		☐
	11	道路、河川、公園などの公共空間に接する位置に、植栽を行うよう努める。		☐
	12	塀やフェンスを設ける際は、圧迫感の軽減を図るために高さを抑えたり、塀やフェンスの前にみどりを配置するなどの工夫をする。		☐
	13	塀やフェンスを設ける際は、低彩度の色彩を用いる。		☐
オープンスペース	14	敷地内に道路などの公共空間と連続した開放感のあるオープンスペースを積極的に確保し、座れる場所や植栽などを設け人々が滞留できる空間を創出する。 計画地の大きさや、防犯の観点から、オープンスペースの確保が難しい場合は、建物低層部のみセットバックさせる、壁面緑化や接道を広く緑化するなど工夫する。 隣接するオープンスペースがない場合も、接道付近の隣地境界に塀やフェンスを設けないようにする。(にぎわいゾーン) 隅切り部分には、建築物や塀などを配置せず、見通しが良くなるようにする。(にぎわいゾーン)	町田市景観計画および本ガイドラインのP.23、24を参照し、配慮した箇所について、図面への反映箇所を明示し、配慮事項をできる限り具体的に記入してください。	☐
	15	「町田市都市づくりのマスタープラン」における「広域都市拠点」、「にぎわいとみどりの都市拠点」及び「生活拠点※3」では、うるおいのある交流の場を創出するため、中高木を植栽してオープンスペースに木陰をつくったり、ベンチの周りにみどりを配置するなどの工夫をする。 ※3 生活拠点：相原駅周辺、玉川学園駅周辺、成瀬駅周辺、木曽山崎周辺		☐
	16	「町田市都市づくりのマスタープラン」における「広域都市拠点」、「にぎわいとみどりの都市拠点」では、オープンスペースの連続性が感じられるように、床などの仕上げには、周辺敷地などの意匠や色彩、素材などを取り入れるなどの工夫をする。		☐

		景観形成基準	景観形成基準に対する 適合状況記載欄	確認
歴史的な資源や自然資源への配慮	17	敷地内に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合(第3章参照)には、周辺の道路などの公共空間からこれらの資源への眺望を妨げない配置とする。	町田市景観計画および本ガイドラインのP.25を参照し、配慮した箇所について、図面への反映箇所を明示し、配慮事項をできる限り具体的に記入してください。	☐
	18	敷地内や周辺に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合(第3章参照)には、それらに調和した建築物の形態・意匠、外構とする。周辺とは、概ね100m以内をいう。敷地内や周辺に緑地や公園、駅などの地域の拠点になるものがある場合も同様に考える。		☐
水辺への配慮	19	敷地が河川や水路などの水辺に接する場合、水辺側からの見え方に配慮し高い塀の設置や設備機器の露出を避けるなどの工夫をする。	町田市景観計画および本ガイドラインのP.26を参照し、配慮した箇所について、図面への反映箇所を明示し、配慮事項をできる限り具体的に記入してください。	☐
高さ・規模	20	周辺の建築物群との調和に配慮した高さ、規模とする。		☐
照明	21	「町田市都市づくりのマスタープラン」における「広域都市拠点」、「にぎわいとみどりの都市拠点」では、通りに適度な明るさとにぎわいをもたすために、建築物の外壁や樹木を間接的に照らしたり、ショーウィンドウに照明を設けるなどの工夫をする。周囲に光害が生じないよう工夫する。	町田市景観計画および本ガイドラインのP.27を参照し、配慮した箇所について、図面への反映箇所を明示し、配慮事項をできる限り具体的に記入してください。	☐
設備等	22	屋根・屋上に設備などがある場合は、周囲からの見え方に配慮し、配置や形態・意匠を工夫する。 ※建築物に付帯する携帯電話基地局、太陽光発電設備を含む 目隠しフェンスを設ける場合は、建築物の壁面と一体感のある色彩とする。	町田市景観計画および本ガイドラインのP.28を参照し、配慮した箇所について、図面への反映箇所を明示し、配慮事項をできる限り具体的に記入してください。	☐
	23	建築物に付帯する構造物や設備などは、周囲からの見え方に配慮し、建築物本体との調和を図る。 メーターや給湯器等の設備機器は、接道部が見えないように配置する。 屋外階段等の付帯する構造物は、建築物本体に組み込んで一体感のある形態・意匠とする。		☐

		景観形成基準	景観形成基準に対する 適合状況記載欄	確認
駐 車 場 自 転 車 置 き 場 等 ご み 置 き 場 等	24	駐車場や、自転車置き場、ごみ置き場、設備機器などは出来る限り、通りから見えにくい位置に配置する。やむを得ず道路側に配置する場合は、周囲からの見え方に配慮し、植栽などの緩衝帯を設けるなどの工夫をする。ごみ置き場を設ける場合は、ごみストッカーの利用に努める。	町田市景観計画および本ガイドラインのP.29を参照し、配慮した箇所について、図面への反映箇所を明示し、配慮事項をできる限り具体的に記入してください。	
地 域 別 方 針 へ の 適 合	25	第3章に示す地域別の景観づくり方針に基づいて該当する地域の方針に沿った計画とする。 第4章に示す景観形成の方針、「町田市景観づくりガイドライン(みちしるべ)」に基づいて、その地域の資源や特徴に配慮した計画とする。	町田市景観計画 第3章に示されている該当地域の景観要素図を参照し、周辺の状況を確認した上で、該当する地域の方針に対する配慮事項を記入してください。	☐
コ ン テ ナ 倉 庫	26	色彩は、色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。		
	27	コンテナ倉庫に付帯する構造物や設備などは、本体との調和を図る。	町田市景観計画および本ガイドラインのP.29を参照し、配慮した箇所について、図面への反映箇所を明示し、配慮事項をできる限り具体的に記入してください。	
	28	道路などの公共空間からの見え方に配慮し、配置や植栽などを工夫する。		☐

5 今後に向けて

立ちかかり屏風を倒す女子共
びやうぶ たふ をなこども

湯殿は竹の簀子侘しき
ゆどの すのこわび

茴香の実を吹き落とす夕嵐
ういきやう ゆふあらし

「市中は」の巻

十三〜十五句目

去来

芭蕉

凡兆

姫君の招き入れた貴公子に興味深々の侍女たち、覗いていた屏風を思わず倒してしまう。そんな喧騒から一転、人気のない侘しい湯殿の小窓からは、秋の夕嵐にゆれる茴香の草叢が。ずっと人事の句が続いたので、軽い景気（風景）の句で気分を変える。



～その5～

- 家主さんが周囲の環境や景観とのつながりを良く考えて建築物を建てた結果、背景にある丘陵地とも調和した一体感のあるまち並みの創出に寄与することができました。
- 落ち着いたあるまち並みが形成された住宅地に住むことができ、家主さんも地域の住民も大満足です。

5.今後に向けて

- 町田市は、町田市景観計画で定めた基本理念「生活風景に魅力と豊かさを感じられるまち」の実現を目指し、景観づくりに取り組んでまいります。
- 良好な景観づくりには、市民や事業者の皆さんが景観に配慮する意識を持ち、実際に行動に移すことが求められます。具体的には、建築物の建築や工作物の建設等の際に景観形成基準に基づいて計画することや、植栽の手入れ等、日々の暮らしの中で気軽に行えることに取り組むといった、様々な方法が考えられます。
- みなさんが暮らすまちの景観を美しく保ち、育み、資産価値を高めるため、市民や事業者などのみなさんと市と一緒に景観づくりを進めていきたいと考えております。

～連句の“いろは”～

～連歌と連句～

連句は、連歌を母体として生まれた文芸ですが、連歌が雅な大和言葉と優美な心情を尊び、日常卑近なこと、滑稽すぎることを、意表をつくことは一切詠まないのに対して、連句はこれらのことを排除せず、森羅万象、人事百般を面白く懐かしく言いとるところが違います。生活者の顔をもった文芸という意味で、人の暮らしが息づくまち並みや景観と相通じるものがあります。

～連句と四季～

連句一巻には、季節の句と無季の句をバランスよく詠みこみますが、季節も四季を豊かに取り入れます。中でも春と秋を大切に扱い、夏・冬の句が続けても一句から三句までなのに対して、春・秋の句は三句から五句まで続けます。春と秋の句が続くところでは定座（じょうざ）といって、それぞれ花と月の句を詠みこむ位置もほぼ定められています。こんなところにも日本人の繊細な季節感、美意識が息づいています。

～「付けと転じ」～

連句文芸の最も大事な性格は「付けと転じ」です。前句に触発されて句を付けるわけですが、次には前句と付句の世界から転じて新しい別の世界を作り出す必要があります。一つのテーマにのみ固執せず、また後戻りもせずに、次々と新しい世界を生み出していくのです。

そうして巻き上げられた連句一巻は、決して無秩序・無方向の詩興の膨張ではなく、句を順に認める懐紙の折面の序・破・急により、あたかも四楽章のシンフォニーのような美しい全体構成を持つことになります。

～連句から生まれた慣用句～

江戸時代を通じて、連句（俳諧）は広く庶民の文芸として親しまれました。いま、私たちが何気なく使っている言葉の中にも、連句から生まれた慣用句が数多くあります。「付かず離れず」は、付句の有りようを言ったものですが、他にも「挙句の果て」「花を持たせる」「折り合いが悪い（付く）」「つかぬこと」「景気付け」など、連句に発したたくさんの言葉が現代でも生き続けています。

～「付かず離れず」～

連句の付けは、前句の情景や情緒に想を得てなされるものですが、発句と脇の関係を除けば、あまり前句の世界に寄りかかり過ぎた付句は嫌われます。人間関係と同様に「付かず離れず」が、互いの個性を認め合って長く付き合う秘訣です。それぞれの個性を尊重しながら、全体として美しい調和を生み出す。まち並みや景観にも、同じことが言えるのではないのでしょうか。

～町田と連句～

江戸時代後期、現在の町田市南大谷に五十嵐浜藻という女流俳諧師がいました。当時、江戸で名を馳せていた小林一茶や夏目成美など著名な俳諧師とも親しく交わり、一説には「加賀の千代、江戸の浜藻」と並び称せられるほどの才媛でした。

父・梅夫とともに西国行脚した際に各地の女流と一座して、当時としては珍しい女性だけの連句集『八重山吹』を残しています。『八重山吹』は近々、町田市民文学館から翻刻刊行される予定です。

僧やや寒く寺に帰るか

凡兆

猿引ひきの猿と世を経る秋の月

芭蕉

年としに一斗いっとの地子ぢしはかるなり

去来

「市中は」の巻
十六〜十八句目

茴香ういまようの実を吹き落とす
夕嵐ゆうあらしの中、托鉢たくはつを終えて寺
へ帰る出家僧。行き交う猿
回しは、世俗に身を置く
遊芸ゆうげいの徒。月の出まで猿を
操っての帰りである。その
「世を経る」姿は、僅かな
地子（年貢米）を律儀に量
る貧しい農民きょうがいの境涯に通じ
る。

- ・連句に関しては、「町田連句を楽しむ会」、「町田市生涯学習部」の助言を得ました。
- ・掲載している写真の一部は、以下の方々にご協力いただきました。
大沼 徹、 松本 司 （敬称略、五十音順）

町田市景観みちしるべ (景観づくりガイドライン)

- 発行年月

(初 版) 2012年4月
(改定版) 2024年10月

- 発行者

町田市都市づくり部地区街づくり課
〒194-8520
東京都町田市森野2-2-22
電話 042-724-4267
URL <https://www.city.machida.tokyo.jp/>

- 刊行物番号

24-35

- 編集・印刷

株式会社創建
株式会社アルテップ (改定)

